

昭和 52 年度 一般会計 予算 修正 書

第 80 回 国会 (常会) 提出

今次国会に提出中の昭和 52 年度一般会計予算について、別紙により修正を行う。

備 考

昭和 52 年度一般会計予算参照書等は、本修正に準じて修正する。

昭和 52 年 度 一 般 会 計 予 算 修 正

甲号歳入歳出予算及び丁号国庫債務負担行為について、下記により修正する。

1 甲号 歳入歳出予算中

歳 出

所 管	組 織	項	金 額 (千円)	
総 理 府	総 理 本 府	恩 給 費	1,031,005,948	
を				
総 理 府	総 理 本 府	恩 給 費	1,057,195,820	
に、				
総 理 府	総 理 本 府	計	1,067,658,110	
を				
総 理 府	総 理 本 府	計	1,093,847,982	
に、				
	総 理 府 所 管 合 計		3,892,884,693	
を				
	総 理 府 所 管 合 計		3,919,074,565	
に、				
大 蔵 省	大 蔵 本 省	国家公務員共済組合連合会等助成費	17,508,704	
を				
大 蔵 省	大 蔵 本 省	国家公務員共済組合連合会等助成費	17,822,792	
に、				

所 管	組 織	項	金 額 (千円)	
大 蔵 省	大 蔵 本 省	予 備 費	350,000,000	
を				
大 蔵 省	大 蔵 本 省	予 備 費	286,564,739	
に、				
大 蔵 省	大 蔵 本 省	計	3,023,594,671	
を				
大 蔵 省	大 蔵 本 省	計	2,960,473,498	
に、				
	大 蔵 省 所 管 合 計		3,380,430,060	
を				
	大 蔵 省 所 管 合 計		3,317,308,887	
に、				
文 部 省	文 部 本 省	義務教育費国庫負担金	1,609,686,000	
を				
文 部 省	文 部 本 省	義務教育費国庫負担金	1,610,028,000	
に、				
文 部 省	文 部 本 省	養護学校教育費国庫負担金	31,244,152	
を				
文 部 省	文 部 本 省	養護学校教育費国庫負担金	31,245,884	
に、				
文 部 省	文 部 本 省	私立学校助成費	201,466,383	
を				
文 部 省	文 部 本 省	私立学校助成費	201,486,917	
に、				

所 管	組 織	項	金 額 (千円)	
文 部 省	文 部 本 省	計	3,102,196,989	
を				
文 部 省	文 部 本 省	計	3,102,561,255	
に、				
	文 部 省 所 管 合 計		3,140,578,156	
を				
	文 部 省 所 管 合 計		3,140,942,422	
に、				
厚 生 省	厚 生 本 省	厚 生 本 省	32,240,082	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	厚 生 本 省	32,240,757	
に、				
厚 生 省	厚 生 本 省	保 健 衛 生 諸 費	46,175,458	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	保 健 衛 生 諸 費	46,183,800	
に、				
厚 生 省	厚 生 本 省	原 爆 障 害 対 策 費	42,204,714	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	原 爆 障 害 対 策 費	42,647,256	
に、				
厚 生 省	厚 生 本 省	生 活 保 護 費	718,463,955	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	生 活 保 護 費	722,697,548	
に、				

所 管	組 織	項	金 額 (千円)	
厚 生 省	厚 生 本 省	身 体 障 害 者 保 護 費	22,434,039	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	身 体 障 害 者 保 護 費	22,492,859	
に、				
厚 生 省	厚 生 本 省	老 人 福 祉 費	345,635,536	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	老 人 福 祉 費	346,127,060	
に、				
厚 生 省	厚 生 本 省	婦 人 保 護 費	1,798,210	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	婦 人 保 護 費	1,804,082	
に、				
厚 生 省	厚 生 本 省	児 童 保 護 費	386,488,335	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	児 童 保 護 費	386,960,699	
に、				
厚 生 省	厚 生 本 省	特 別 児 童 扶 養 手 当 等 給 付 諸 費	37,512,071	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	特 別 児 童 扶 養 手 当 等 給 付 諸 費	38,203,757	
に、				
厚 生 省	厚 生 本 省	児 童 扶 養 手 当 給 付 諸 費	66,109,340	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	児 童 扶 養 手 当 給 付 諸 費	67,303,259	
に、				

所 管	組 織	項	金 額 (千円)	
厚 生 省	厚 生 本 省	社会保険国庫負担金	728,618,298	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	社会保険国庫負担金	733,350,324	
に、				
厚 生 省	厚 生 本 省	国民年金国庫負担金	1,082,647,170	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	国民年金国庫負担金	1,102,955,916	
に、				
厚 生 省	厚 生 本 省	遺族及留守家族等援護費	93,355,470	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	遺族及留守家族等援護費	95,983,670	
に、				
厚 生 省	厚 生 本 省	計	5,557,337,799	
を				
厚 生 省	厚 生 本 省	計	5,592,606,108	
に、				
厚 生 省	国立らい療養所	国立らい療養所運営費	15,923,243	
を				
厚 生 省	国立らい療養所	国立らい療養所運営費	15,947,447	
に、				
厚 生 省	国立らい療養所	計	17,828,243	
を				
厚 生 省	国立らい療養所	計	17,852,447	
に、				

所 管	組 織	項	金 額 (千円)	
厚 生 省	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	3,066,000	
を				
厚 生 省	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	3,074,490	
に、				
厚 生 省	国立更生援護機関	計	3,406,266	
を				
厚 生 省	国立更生援護機関	計	3,414,756	
に、				
	厚 生 省 所 管 合 計		5,590,457,147	
を				
	厚 生 省 所 管 合 計		5,625,758,150	
に、				
農 林 省	農 林 本 省	農 業 振 興 費	69,378,940	
を				
農 林 省	農 林 本 省	農 業 振 興 費	69,452,770	
に、				
農 林 省	農 林 本 省	農業者年金等実施費	21,562,564	
を				
農 林 省	農 林 本 省	農業者年金等実施費	21,640,766	
に、				
農 林 省	農 林 本 省	計	1,242,050,223	
を				
農 林 省	農 林 本 省	計	1,242,202,255	
に、				

所 管	組 織	項	金 額 (千円)	
	農 林 省 所 管 合 計		2,395,013,429	
を				
	農 林 省 所 管 合 計		2,395,165,461	
に、				
労 働 省	労 働 本 省	失 業 対 策 事 業 費	63,695,000	
を				
労 働 省	労 働 本 省	失 業 対 策 事 業 費	64,809,000	
に、				
労 働 省	労 働 本 省	計	315,191,626	
を				
労 働 省	労 働 本 省	計	316,305,626	
に、				
	労 働 省 所 管 合 計		374,317,522	
を				
	労 働 省 所 管 合 計		375,431,522	
に、それぞれ修正する。				

2 丁号 国庫債務負担行為中

所 管	組 織	事 項	限 度 額(千円)	行 為 年 度	国庫の負担 となる年度	事 由
総 理 府	総 理 本 府	外 国 人 恩 給	年額 1,139	昭 和 52 年 度	昭 和 52 年 度 以 降	退職外国人教師 1 名に対し昭和52年度以降年額 857 千円以内の年金を支給する契約及び退職した 4 名の外国人恩給受給者に対し恩給法の改正による増額措置に準じて昭和 52 年 6 月以降の年金につき年額 282 千円以内を増額して支給する契約をそれぞれ結ぶ必要があるため
を						
総 理 府	総 理 本 府	外 国 人 恩 給	年額 1,139	昭 和 52 年 度	昭 和 52 年 度 以 降	退職外国人教師 1 名に対し昭和52年度以降年額 857 千円以内の年金を支給する契約及び退職した 4 名の外国人恩給受給者に対し恩給法の改正による増額措置に準じて昭和 52 年 4 月以降の年金につき年額 282 千円以内を増額して支給する契約をそれぞれ結ぶ必要があるため
に修正する。						